

# 役員等報酬規程

社会福祉法人厚生会

## 役員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚生会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員を総称して役員等といふ。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、別表のとおり報酬等を支払うものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬等の支払方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、理事会、評議員会、及び評議員選任・解任委員会、また理事長の命により、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (費用等の支給)

第5条 この法人の役員等が、その職務を行うために旅行するときは、費用弁償として費用等を支給する。

2 前項の規定による費用等の支給については、社会福祉法人厚生会役員等旅費規程によるものとする。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成30年12月 1日より施行する。

この規程は、令和 2年 7月 1日より施行する。

別表（第3条関係）

社会福祉法人厚生会 役員等報酬等基準

役職名	区分	報酬額
理事長	日額	15,000円
理事	日額	15,000円
監事	日額	15,000円
評議員	日額	15,000円
評議員選任・解任委員	日額	15,000円

※役員（理事長・理事・監事）に対する報酬等は、各年度の総額が120万円を超えない範囲とする。